

市民共同発電所で地域を元気に！

売電収益を地域商品券で分配する「三方よし」の取り組み

市民出資で太陽光発電システムを設置、
得られた富は地域商品券に替えて地元へ還元する――。
近江商人の「三方よし」の発想に基づくモデル事業と
その取り組みを支える東近江市職員組合の活動について紹介する。



東近江市職員組合 執行委員長
山本享志

はじめに

3・11は、人智を超えた自然災害を前に、人間がいかに無力であるかということを知らしめただけでなく、原子力や化石燃料に過度に依存した文明の限界、また市場経済万能主義に基づく日本の社会構造や常識に強く再考を促したはずであった。

だが現在、中央においてあの震災はもはや過去となり、原発と経済成長は「強い日本再生」の根幹であるかのような議論が公然と交わされている。

しかし多くの地方にとって、地域に根ざした再生可能エネルギーの活用を推進していくことは自立・自律をめざす観点からも重要であり、国策任せでない適正規模・適正技術による、身の丈にあったエネルギーの地産地消モデルを確立することは、

少子超高齢社会のなかで生き残るための術でもある。

これらの一助となるであろう多様な主体の連携による市民共同発電所と地域商品券流通のコラボレーションモデルを紹介し、その可能性をともに議論したい。

東近江市・東近江市職員組合の概要とこれまでの取り組み

東近江市は、琵琶湖を抱える滋賀県の中東部に位置する面積約三八八平方キロメートル、人口約一一万五〇〇〇人の内陸型工業地域と肥沃な農業地帯をあわせ持つまちである。二〇〇五年と二〇〇六年の二度にわたって周辺の一市六町が合併し、現在の姿となった。

二〇〇九年に当時の民主党政権下で総務省が提唱した、環境と経済の共生により地域創富力を生み出すという「緑の分権改革」を具現化するため、面積・人口規模・地理的特性から東近江市を「日本の一〇〇〇分の一スケール」と捉え、多様な地域主体と連携しながら「食」、「エネルギー」、「地域ケア」の自立に向けた「東近江モデル」の確立をめざしてきた。

東近江市職員組合は、市の合併と時期を同じくして二〇〇五年三月に結成。結成一〇年を迎えた現在の組合員数は約六四〇人である。当初より、関連産別組織のみならず、住民との連携や地域に根ざした公務員労働組合のあり方を議論することを目的に「自治研究部」を設置し、専任の執行委員三名を配置した。これまで地元学習ツアーを企画したり、地域主権をテーマに市民公開講座を開催してきたほか、組合員の自主研修を支援する「三人寄れば文殊の知恵」事業を毎年実施し、成果の共有化や行政施策への反映をはかっている。

得られた富をみんなに分け合うというものである。これによりアパートや借家在住であっても自然エネルギーの恩恵を受けることが可能となるほか、設置した施設で非常時の緊急用電源が常に確保できるというメリットもある。

東近江市ではじめて市民共同発電所が設置されたのは二〇〇三年一二月、合併前の旧八日市市においてである。当時、市の新エネルギービジョン策定に関わった推進会議のメンバーが中心となり、六六の個人・団体が資金を拠出し、五・九九kwの太陽光発電システムを市内にある農産物直売施設の屋根に設置した。

市民共同発電所の導入経過と現状

市民共同発電所とは、有志が少しずつ資金を持ち寄り、公共施設の屋根などを借りて太陽光発電システムを設置、売電して

やまもと・たかし

一九九二年旧八日市市役所に入庁。一九九六年の阪神・淡路大震災復興支援ボランティアを契機に執行委員として関わる。平成の大合併時には近隣自治体職員組合と組合合併対策委員会において新組織の構築に携わる。二〇〇五年の東近江市職員組合結成時から書記長、副委員長を歴任し、二〇一四年より現職。地域に根ざした公務員労働組合の社会的存在意義を約六四〇人の組合員とともに問いかけている。

これは単に売電益を分かち合うだけでなく、自然エネルギー活用の魅力を広く一般にPRするモデルでもあった。

合併後の二〇一〇年一月に地元FM局の屋根に設置した出力四・三kwの二号機



クリーンエネルギーの可能性をひろめた市民共同発電所1号機



スマートメーターを設置した市民共同発電所2号機

は、二九の個人・団体から協力をいただいた。この二号機には新たに二つのアイデアが加えられている。一つは持続可能な自然エネルギー活用の可視化をさらに進めるためにスマートメーターを設置し、数分ごとに直近の発電量をツイッターで誰でも確認できるようにしたこと、もう

一つは、売電益を地元商店で流通可能な「三方よし商品券（地域商品券）」で分配したことである。これによって、東近江市に降り注ぐ自然エネルギーによって得られた富を、エコ活動に取り組み市民の手によって地元の商工業振興に役立てるというモデルを確立し、また市民・商工団体・行政の連携によって、自然エネルギーの利活用は地域経済の活性化にもつながる。この実証が可能となった。

このアイデアの実現には、商品券の発行管理や取り扱い商店

のは、売手よし・買い手よしに加えて、世間よしを追求する「三方よし」である。私たちは、この先人の遺してくれた精神を少なからず引き継ぐものとしてこのモデルを位置づけている。

職員組合の参画と組合員の意識

東近江市職員組合は結成当初より、地域に根ざした住民との共同参画を活動の基本とし、住民の信頼に応え得る行政サービス実現のためというフレーズを要求や行動の前に必ず置いてきている。

組合員の賃金・労働条件の改善は活動の基本であるが、時勢を捉えた行政サービスを提供するための要求行動でなければ地域住民の信頼を得ることは叶わず、また公務員労働組合として

の拡大など、地元商工団体の連携と協力を扱るところが大であった。運営についてはそれぞれの発電所ごとに組合員を組織し、資金や売電益の分担額を決定している。さらに市民がつくる非営利の任意団体が、これら運用に関する諸調整を行なっている。

「三方よし商品券（地域商品券）」展開の現状と近江商人の哲学

地域商品券の活用による地元経済の活性化は、これまでも政府主導のものから地元商工団体によるものまで数多くの試行がなされてきたが、多くは一過性の税の再分配の域に留まり、地域経済にとって持続性のある政策とはなり得なかった感がある。東近江市の地域商品券は、二〇〇九年に近江商人の経営哲学を継承する思いをこめて「三方よし商品券」と命名。市内の四〇〇を超える商店などで引き換え可能とし、さらに地域内での経済循環を加速化するため、交付日より六ヶ月間とする有効期限を設定した。二〇一〇年には前述の市民共同発電所が売電によって得られた富を、この三方よし商品券にて資金提供者に還元する方式を採用し、環境と経済の共生モデルを確立した。

市役所においても、これまで現金で支給されてきた補助金や交付金、激励金などを三方よし商品券へ転換する試みを部局横断的に進めた。結果、議会での議決や条例改正を要しない約二〇〇万円分をわずく三ヶ月間で商品券に転換することができた。かつて全国で活躍した多くの近江商人が経営モットーとした

の社会的存在価値はないと考えている。

「市民共同発電所」、「三方よし商品券」は、部局を横断した俯瞰的な視野を持ちながら、多様な主体性を持つ市民や団体との連携を試みた現場組合員の存在なしには実現し得なかった施策である。

市民共同発電所は現在四カ所あるが、東近江市職員組合は新設稼働するたびに組合費のなかから資金提供を行なっている。



地元商店街で利用できる「三方よし商品券」

都市問題

【巻頭言】 東志津「ドキュメンタリー映画作家」
 【インタビュー】 館野正樹「東京大学大学院理学系研究科准教授」

特集1 ●誰が地域を担うのか
 地域の課題を誰が担うのか…新川達郎／地域における自治会の役割とその担い手…森裕亮／官民役割分担の二面性…原田晃樹／民生委員・児童委員はいま…金井敏／カナダにおけるNPO・住民主体の「コミュニティ・デイ・デイ・ベロップメント」…桜井政成

特集2 ●自治体と再生可能エネルギー 山下英俊／藤井康平／内藤悟／増原直樹／近藤加代子

2015年5月号
 第106巻第5号 ●定価714円＋税

(公財)後藤・安田記念東京都市研究所
 〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園1-3
 Tel:03-3591-1262 Fax:03-3591-1266



滋賀県平和祈念館の屋根を借りて市民発電所3号機を設置

約六四〇人の全組合員が市民共同発電所に参加していることになる。

また二〇一二年の定期大会以降、全組合員へ配布する大会記念品をはじめ、各種組合行事の景品を三方よし商品券に転換した。これにより組合員への制度周知をはかるとともに、毎年約七〇万円を超える組合予算が地元協働の名のもと、地域に循環することとなっている。

現場の課題を地域密着型モデルへつなぐ

現在、再生可能な自然エネルギーの可能性を巡る議論は、固定価格買取制度など当初の制度設計の甘さが露呈し、下火になりつつある。ブームや投機目的だけの再生可能エネルギーは終焉を迎えつつあるように思うが、同時に地域自立・自律のためのツールとして地域経済や教育と密接に関連付けようとする試みも数少ない。

東近江市が、職員組合をはじめ多様な主体性を持つ市民との

連携により構築したこれらの取り組みは、非常にささやかな一歩ではあるが、エネルギーの地産地消、そして万一に備えた小規模分散自立型エネルギーの確保につながるものであり、また設置やメンテナンス、そして運用管理についてはシステムが簡便なために地元の雇用も期待できる仕組みとなっている。

二〇一二年六月に東近江市は、公共施設の屋根を条件付きで貸し出す条例改正を行った。これは、市民共同発電所の普及を行政施策として支援することを目的としたものである。この制度設計には当時の執行委員も深く関わっている。

政府や政策決定者に対して疑問の声をあげ、対案提示をしていくことは組合運動の基本であり重要ではあるが、今後は地域密着型モデルの構築に際して、まちの姿、とりわけ現場をよく知る組合員の積極的な

関与というものがますます重要になると考えている。地域の身の丈にあった「エネルギー」や「食」、

